

「平成30年7月豪雨」により被災された皆さまへ

このたびの豪雨により被災された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当社では、被災された皆さまのご契約について、以下の特別お取扱いを実施しています。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

◇災害救助法適用地域の皆さまに対する特別お取扱いについて

1. 保険料お払込猶予期間の延長について

この度の被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまからお申し出いただくことで、保険料のお払込みを猶予する期間について延長（最長6ヶ月）いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払いについて

ご請求の際、お申し出いただきましたら、必要な書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 入院給付金のお支払いに関するお取扱いについて

(1)被災後直ちに入院ができなかった場合

このたびの災害により、被災日に入院治療が必要なけがをされたものの、医療施設の事情等により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、ご請求の際に医師の証明書等をご提出いただくことで、被災の日からご入院されていたものとしてお取扱いをいたします。

(2)入院の継続が必要だったにもかかわらず、退院せざるをえなかった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、医療施設側の事情等により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設等で医師により治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、ご請求の際に本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとしてお取扱いいたします。

(3)入院の治療が必要だったにもかかわらず、病院事情により、入院を伴わず、全治療が臨時施設等でなされた場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、医療施設側の事情等により入院できず、臨時施設等で医師により治療を受けた場合は、ご請求の際に本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとしてお取扱いいたします。

4. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（無利息）

契約者貸付に対する利息について、以下のとおり、お取扱いをさせていただきます。契約者貸付は、電話・インターネット・書面でのお申し込みが可能となっております。

対象のご契約	災害救助法適用地域（別紙参照）にご居住されていて被災されたご契約者をご加入されている個人保険（*） *次の保険を除きます 変額保険（有期型） / 変額保険（終身型） / 高齢者生存保障保険 / 高齢者生存保障保険（H11） / 高齢者生存保障保険（H14） / 積立利率変動型生存保障保険 / 積立利率変動型一時払生存保障保険 / 積立利率変動型生存保障保険（米国通貨建） / 積立利率変動型一時払生存保障保険（米国通貨建） / 積立利率変動型保障期間自由設計保険 / 変額個人年金保険 / 変額個人年金保険（災害10%加算型） / 変額個人年金保険（災害20%加算型） / 変額個人年金保険（2004） / 変額個人年金保険（災害10%加算型 2006） / 変額個人年金保険（災害20%加算型 2004） / 最低保証付変額生存年金保険
金利	年 0%（無利息）
特別金利適用上限	契約者貸付金額の限度額の範囲内 ※契約者貸付金は、解約返戻金の一定割合以内となります（商品やご契約内容によりお貸し付けできない場合があります）。
特別金利適用期間	2020年1月31日まで（※1）
貸付受付期間	2018年7月5日から2019年1月31日まで（※2）

※1 特別金利適用期間経過後（2020年2月1日以降）は、通常の貸付利率が適用されます。

※2 営業日ではない場合、契約者貸付を受付できないことがあります。

◇お問い合わせ先

当社では、被災されたご契約者の皆さまからのお問い合わせ・ご相談を、取扱店または以下のコールセンターにて承っております。ご利用下さいますようお願い申し上げます。

（すべて携帯電話からも通話が可能です）

生命保険にご加入のお客さま
【カスタマーサービスセンター】 ◆ 0120-881-796 月～金 9:00-20:00 土 9:00-18:00 日・祝日・年末年始 休み
年金保険にご加入のお客さま
【ファイナンシャルサービスセンター】 保険代理店やコンサルタント社員からご加入のお客さま ◆ 0120-313-370 月～金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み
金融機関窓口でご加入のお客さま
【ファイナンシャルサービスセンター】 金融機関窓口でご加入のお客さま ◆ 0120-056-076 月～金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み

以上

【別紙】災害救助法の適用状況（内閣府発表）

法適用日	災害救助法適用地域
2018年7月5日	<p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【岡山県】</p> <p>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【京都府】</p> <p>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
2018年7月6日	<p>【高知県】</p> <p>安芸市、香南市、長岡郡本山町</p> <p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町</p> <p>【岐阜県】</p> <p>高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【岡山県】</p> <p>小田郡矢掛町</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市</p>
2018年7月7日	<p>【高知県】</p> <p>宿毛市</p> <p>【兵庫県】</p> <p>養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町</p>
2018年7月8日	<p>【高知県】</p> <p>土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町</p> <p>【岐阜県】</p> <p>岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町</p>